

# 公益社団法人日本伝熱学会

## 共催、協賛等に関する規程

制定：2018年9月15日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人 日本伝熱学会（以下「本学会」という）が講演会その他の行事に関して行う共催、協賛等を定義し、その取扱いと運用について定めることを目的とする。

### 第2章 定義

#### (共催)

第2条 共催とは、本学会が行事の企画・実施・運営を各共催団体と共に行うものである。そのため、各共催団体は内容、運営、経費負担方法などについて、原則として協議を行うものとする。

#### (協賛)

第3条 協賛とは、主催団体が企画から運営まで全ての責任を有し、協賛団体は名義およびロゴマークの貸与や広報などの協力を行うものとする。ただし、協賛団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できることを原則とする。また、協賛団体の事務的負担および経済的負担がないことを原則とする。

#### (その他)

第4条 第2条および第3条に定義されないその他の協力については、その呼称に関わらず、第2条および第3条の定義に準ずる。

### 第3章 共催、協賛等の承認

#### (他団体へ共催、協賛の依頼を行う場合)

第5条 本学会より他団体へ共催、協賛の依頼を行う場合には、その計画と実施案および相手先等について総務担当副会長が審議し、共催については理事会の承認を得るものとし、協賛については、その結果を理事会に報告しなければならない。

#### (他団体より共催、協賛等の申し込みを受けた場合)

第6条 本学会が他団体より共催、協賛等の申し込みを受けた場合の諾否の決定については、次の各号による。諾否の回答については事務局が行う。

- (1) 新規依頼行事は全て、総務部会長と総務担当副会長が審議の上、理事会で決議する。
- (2) 以前に共催、協賛等をしたことがある行事（継続依頼行事）については、総務部会長と総務担当副会長で審議、決議して理事会に報告する。
- (3) 新規依頼行事で、回答締切日が次回理事会開催日より前のものは、次回理事会開催まで回答を保留するのか、あるいはその他の手続きを行うのかを総務部会長と総務担当副会長が判断する。

## 第4章 対象となる団体と行事

### （対象となる団体）

第7条 共催、協賛等の対象となる他団体は、本学会の行事内容と関連する一般社団法人または公益社団法人である学協会および官公庁等、またはこれらに準ずるもので理事会が認めたものとする。

- 2 第1項の団体が法人格を有しない任意団体の場合は、次の判断基準に照らし理事会でその団体の適否を決定する。
  - (1) 定款又はこれに代わる会則を有しかつ内容堅実な団体であり、原則として機関誌を定期的に発行していること。
  - (2) 前号の基準を満たさないが、対象となる行事内容が学術的内容または公益的性格を有するものである場合は、その行事内容によって審議決定できるものとする。
- 3 第1項の団体が財団法人の場合はその団体の定款、事業内容及び対象となる行事内容によって審議決定できるものとする。
- 4 第1項の団体が大学あるいは民間企業である場合、対象となる事業の内容が学術的内容または公益的性格を有するものである場合は、その行事内容によって審議決定できるものとする。

### （対象となる行事）

第8条 共催、協賛等の対象となる行事は、その内容が本学会の行事内容と関連し、学術的内容および公益的性格を有するものとする。

## 第5章 運用に関する取扱い

### （協力内容）

第9条 本学会は、共催、協賛等の関係にある他団体の行事に対して、次のような協力を行う。

- (1) 共催行事に対して本学会は、学会誌および学会ホームページに次第書全文を掲載する。

また、必要に応じて学会ホームページやメーリングリストを利用した広報活動を行うこともできる。なお、協議により経費の分担を行う場合もある。

- (2) 協賛行事に対して本学会は、学会誌および学会ホームページに次第書要旨を掲載することができる。また、必要に応じて学会ホームページやメーリングリストを利用した広報活動を行うこともできる。なお、経費負担は主催者が行い、本学会はその分担を行わない。

(依頼手続き)

第10条 本学会から他団体へ依頼する場合には、本学会会長名により他団体の会長またはこれに準ずる者宛とする。

- 2 他団体から本学会への依頼文書は原則として、当該他団体の会長またはこれに準ずる者より本学会会長宛とする。ただし、場合によりその行事を企画した他団体の支部長、部会長、委員長などより本学会会長宛のものであっても差し支えない。

## 第6章 改廃

(改廃)

第11条 この規程を改正または廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は2018年9月15日から施行する。改定履歴なし。